



水痘予防接種について

1. 水痘(みずぼうそう)とは

- ・水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスというウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から2週間程度とされています。うつりやすい病気で、1人がかかると、家族や周りの人たちに広がってしまうこともあります。
- ・発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て、痂痂化（かさぶたになること）して治癒するとされています。一部は重症化し、近年の統計によれば、我が国では水痘は年間100万人程度が発症し、4,000人程度が入院、20人程度が死亡していると推定されています。
- ・水痘は主に小児の病気で、9歳以下で発症が90%以上を占めるといわれています。小児における重症化は、熱性けいれん、肺炎、気管支炎などの合併症によるものです。成人での水痘も稀に見られますが、成人に水痘が発症した場合、水痘そのものが重症化するリスクが高いといわれています。

2. 水痘を予防するために

- ・水痘ワクチンの1回の接種により、重症の水痘をほぼ100%予防でき、2回の接種により、軽症の水痘も含めて、その発症を予防できると考えられています。

ワクチンの効果と副作用(副反応)は？

- ・稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、急性血小板減少性紫斑病などがあります。その他、一定の頻度で見られるとして報告されている副反応については、下記のとおりです。
 - 過敏症：接種直後から翌日に発疹、蕁麻疹、紅斑、そう痒、発熱などがあらわれることがあります。
 - 全身症状：発熱、発疹が見られることがあります。一過性で通常、数日中に消失するとされています。
 - 局所症状：発赤、腫脹、硬結などがあらわれることがあります。

予防接種の受け方と時期は？

- ・対象者は1歳の誕生日の前日から、3歳の誕生日の前日までの方となりますが、標準的には1回目の接種は生後12月から15月までの間に行います。2回目の接種は、1回の接種から3月以上経過してから行いますが、標準的には1回目の接種後、6月から12月まで経過した時期に行うこととなっています。
- ・水痘を発症したことがある方はすでに免疫を持っているので、接種する必要はありません。

3. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

既に任意で接種していたが、任意も含め必要回数以上の接種を希望する場合、また、接種対象期間を超えての接種を希望する場合などは、**予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。接種費用も自己負担（約1万円）**となり、その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法にもとづく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となります。

※給付申請の必要が生じた場合には、子育て支援課へご相談ください。

4. その他

- ※ 接種後 30 分間は特に体調の変化がおこりやすいのでご注意ください、接種機関もしくは医師と連絡ができるようにしてください。



予防接種に関するお問い合わせ：京丹後市子育て支援課 TEL0772-69-0370